

第1回佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会 会議録

日時：令和4年2月9日（水）14時00分～16：00

場所：佐倉市立中央公民館 学習室3

○出席委員

濱島 正士（委員長）
小島 道裕（副委員長）
宮間 純一
外山 信司
鶴岡 勝人
京極 勇剛
村田 高晴
慶田 康郎
石橋 美佐
佐々木 智幸
田中 文昭（代理 大内 千年）
鈴木 研悟
櫻井 裕樹
菅澤 雄一郎
松丸 晴久
猪股 佳二

○事務局出席者

文化課 課長	宍戸 信
文化財班 主査	松田富美子
主査	小林 暢子
主任主事	須賀 隆章
主事	齋藤 匠
主事	山崎 慧

○傍聴者 なし

○欠席委員

サカモト トモコ

1 開会

- ・文化課長より挨拶
- ・千葉県教育庁文化財課 大内氏より挨拶

2 委嘱状交付

3 委員・職員の紹介

4 議事（1）委員長・副委員長の選出について

○事務局

委員長・副委員長の選任をお願いしたい。選出方法は、協議会設置要綱第5条第1項により、委員の互選によって定めるようになっている。

○委員

立候補はないようなので、委員長は佐倉市内の文化財に最も詳しい濱島委員に、副委員長は歴博で日本全国のこと調査されている小島委員をお願いしてはいかがか。

（「異議なし」の声）

○事務局

「異議なし」とのことなので、委員長は濱島委員、副委員長は小島委員をお願いしたい。これ以降の議事の進行は濱島委員長をお願いしたい。

4 議事（2）会議の開催について

○事務局

佐倉市の審議会等は、佐倉市情報公開条例により会議は原則公開することになっている。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認められる場合は、公開しないことが可能となっている。当協議会については、会議において個人情報等を扱わない限り、公開することとしてよろしいか。

なお、会議を公開する場合、傍聴要領を定め、会場の秩序維持に努めることとなっており、資料3は傍聴要領の案である。

また、会議の会議録については、佐倉市の市政資料室等で公開することとなっているが、会議要録として作成する形ではいかがか。

（意見・質疑なし）

○委員長

ではこれは委員にお認めいただいたものとする。傍聴を希望される方がいれば、ここでお入りいただく。

（傍聴者なし）

4 議事（3）文化財保存活用地域計画について

○事務局

（資料4「佐倉市文化財保存活用地域計画の策定に当たって」及び説明資料1「佐倉市文化財保存活用地域計画の策定に当たって」に基づき説明）

○委員

保存活用地域計画について補足をさせていただく。この計画は文化財保護法に基づき文化庁長官の認定を受ける計画のため、文化庁の示すひな型や策定指針、千葉県の保存活用大綱を勘案して作るようになっている。あらゆる文化財を地域の文化財として一体的に捉え、どう継承していくか、それを盛り込む計画である。

資料4の章立てで言う第3章「佐倉市の文化財とその特色」がポイントかつ課題となる。どのような文化財がどういう経緯でここにあり、どう認識されているか、その認識のもとにどう活用していくのかが問われてくる。これまでは主に指定文化財を対象としてきたが、それ以外のいわゆる未指定文化財も把握していく。この作業には知恵や手間や時間がかかるが、地域の文化財を良く知っている人の知恵を集めながら地域の特色が出せるとよい計画になる。その認識が、施策やどう継承していくかのベースとなる。

もう一つのポイントは第6章「文化財の保存・活用の推進体制と措置」である。来年度の事業となるだろうが、文化庁から目標と方針と措置を羅列した表を求められる。策定するにあたっては頭から順番にというよりは同時並行的に作っていくとよい。具体的な措置での注意点は、これまで取り組んできた既存の事業をどう評価し、どう継続・発展させるか。これからやることだけでなく、これまでやってきたことの認識が大事である。

第5章「関連文化財群の設定と内容」は市民への還元としては大事だが、ここは凝りすぎなくてよい。

すでに県内や全国で認定を受けた市町村で、城下町、内陸など、佐倉と同じ特性の地勢的に近いところや出来の良い計画を参考に策定していくとよい。

令和5年度に計画の認定申請となっているが、文化庁の補助金を受けて作るので、令和5年の下半期には認定を受けるという形であろう。スケジュール管理は重要である。その都度文化庁に確認していただく必要がある。

ただ、この計画を作る実務に関わることで、地域の文化財のことを俯瞰的に見ることができ、地域の文化財のことがよくわかり、よい経験となる。事務局の負担は大きいですが、やりがいのある、意義のある仕事だ。

○委員長

正直これは大変な仕事だと認識した。正味2年間、なおかつ文化庁に申請をし、認定を受けなければということだ。申請してから認定まで時間がかかるのか。

○委員

いつ認定を受けるにはいつまでに申請するようにと指示がある。佐倉市のスケジュールだと令和5年の10月か11月に申請となる。

○委員長

計画の内容はすでに6章まで掲げられているので、これに沿ってやって行けばよいということだ。事務局で案をつくるのも大変だが、案に対して検討を進めるといっても、皆さまがご存知のことをすべて出していただき進めるといことになると思う。多少は章立てに載っていないことも議論していく必要が出てくるだろうが、自治体によって状況が違うので、状況に沿って作ればよいと考える。

○委員

佐倉山車人形保存会では、地域活性化ということで指定文化財の旧佐倉町の祭礼用具の修理保存を平成22年度から10年間申請している。来年度も指定文化財以外の山車も対象にして修理をしようと計画を立てている。計画が重複してしまうが申請を出せるのか。

○事務局

山車人形保存会の事業と保存活用地域計画は、内容的に重複することはあるが、補助金としては別の事業立てとなっているので、補助金の申請等に問題はない。その中で保存会の取組は成果が上がっているなので、そのような取組を支援していくという形で位置づけもできる。

○委員長

おそらく、山車保存会の活動だけでなく、他の活動も重複するところは多分にある。全部この計画の中に盛り込んでいけばよい。

○委員

地域計画では、個別の計画が全て盛り込まれ、一つ一つが地域の文化財を保存活用する取り組みとして位置付けられる。先ほど補助金と言ったのは、計画の作成のための補助金で、計画の冊子を作る費用や協議会の旅費等のことで、個々の具体的な文化財の修理費をこの補助金で出すということではない。

○委員

文化財というものをどうとらえるかというところが一番問題になるのではないか。事務局の説明では、すでに知られている、しかし個別に扱われていた、認識されていたものを束ねていくというイメージで語られていたが、すでに認識されている狭義の文化財以外の、地域や歴史と文化を語るうえで欠かせないものを含む広義の文化財も対象になるのか、そこはもう一度確認したい。東日本大震災のときに文化財レスキューに参加したが、「文化財」というと指定文化財だけしか補助できないことになってしまうので、当時の文化庁と協議し、「文化財“等”」と「等」を入れて話が落ち着いた経緯がある。その考えでいくと、「文化財“等”保存活用」となるのではないか。わざわざ「等」を入れる必要はないが、意識としてはそういうことだ。既存の、認識されているもの以外にも発掘して認識していくことが重要。富里市の地域計画はよくできていて、「未指定文化財」や「法令上規定のない文化資源」として取り上げている。こういうものを取り上げるのが重要ではないか。

また、文化財を観光資源にとあるが、観光資源にならないものは価値がないのか。文化財は希少価値でとらえられ、他のところにはないから特色だと言ひ、どこにでもあるから価値がないとなりがち。普通の人間の生活に、どこにでもあるが価値があるものもある。相対的に他と違うから価値があるだけではなく、絶対的な価値として、この地域で大事なものなのだという、このような認識でよいか確認したい。

○事務局

未指定文化財の中には、まだ指定されていないもの、把握されているもの、把握されていないものがあるが、それらと既存の指定・登録文化財を取り入れていって、地域にとってこういう大切さがあるということを計画に盛り込んでいく。観光資源として活用して、地域の経済活性化につながる文化財もあるし、どこにでもあるが地域にとって大事なものというものもあり、両方を佐倉市の歴史文化を語るものとして地域計画に位置付けて、地域で保存活用していき、将来につなげていく。委員のご意見は重要な指摘である。

○委員長

「文化財とは何か」という共通認識が必要である。文化財といえば国指定、県指定、市指定だけでなく、佐倉の歴史と文化に関わるもの、生活に関わるもの、そして今後の佐倉にとっても重要なものと、幅を広げて考えていく必要がある。場合によっては国や他市がいう文化財と佐倉市がいう文化財は違うかもしれない

いが、佐倉市の特色を活かしたものは幅広く拾い上げていくべきと考える。

最近では文化財も観光資源と見られていて、文化庁も最近活用を盛んに言うようになったが、活用は時として文化財の保存に抵触する場合があります、観光資源としての活用に捉われる必要はなく、むしろ捉われないほうがよいのではと考えている。佐倉市にとって文化財とは何かについて議論しながら、ご意見を出していただくほうがよいのかと思っている。

○委員

史料や文化財は把握できているものが全てでもなく、現時点であるもの全てを把握することも不可能だ。計画が行政文書として認定されることも大事だが、これから先、佐倉の文化財をどう継承して活用していくか、計画を運用していく体制づくりが必要である。

提案というかお願いだが、先行して計画を作って運用している自治体の話が聞きたい。文化庁の資料でも抽象的なことはわかるが、具体的なことはイメージとして捉えにくい。具体的な話が見えてくるとみなさん議論がしやすい。

○委員長

計画を法的に作ることを機に、永く佐倉の文化財を発掘し、活かしていく必要があるのではないか。

○委員

富里市の計画にあるような、その他各種の文化財を細かく掘り起こしていく作業を委員が行うのか。

○事務局

今、市が持っている情報を整理して位置付けていくのであって、掘り起こしの作業や調査を委員にお願いするということはない。これまでどういった調査や研究をやってきたのかを振り返り、リストアップしながら、この時の調査でわかったことなどをとりまとめている。文化財のリスト、調査、普及啓発事業や修理の履歴など取りまとめているので、委員に提示しながら、皆さんの知っている情報や聞いたことがある情報をご提示いただいたり、一般の目線で見るとこういう捉え方はどうかとか、どういう特色があるとか挙げていただければと考えている。

○委員

事務局が佐倉市の文化財のリスト等を原案として出してくる中で、ここに見

落としがあるとか、この地域のものとこれは関連が強い等、生の情報を挙げていただければ。学術調査ではわからない部分を挙げていただきたい。

○委員

スケジュールについて、実際は来年度1年でやらなくてはならず、かなり厳しいものがある。活用の面では、佐倉学の取組、特に和田小、弥富小など小学校で地域の取組をやっているので、学校で歴史や文化財に関してやっていることの洗い出しをすると活用の把握になる。学校との連携は課題になるのではないか。

資料にも「歴史のまち佐倉」と書いてあるが、佐倉は歴史に恵まれていて、原始古代から近現代まで佐倉のように切れ目なく歴史が語れるまちもそうはない。歴史は金で買えないので、そのことを自覚して協力したい。

○委員

すでに検討しているのかもしれないが、北総四都市でリンクした取組がありえるのかと思う。将来的な活動になるかもしれないが、つながりや役割分担で連携できないか。

○事務局

この計画の中にも日本遺産北総四都市江戸紀行の今後の活用も盛り込む。また、北総四都市の活用協議会でも今後の新たな活性化計画という形で4市連携してさらに日本遺産を活用し推進していく体制づくり等を検討している。そういった形で4市の活動と地域計画がリンクしていく。

○委員長

指定文化財だけなら行政と専門家である程度保存も活用もできるが、文化財を幅広く見て、ここで考えようとしているような保存活用計画ということになると、市民のかたと一緒に考えて実行してもらわなければならない。子どもたちにどう活動してもらうか、文化財をどう考えてもらうかは重要である。

○委員

県内ですでに計画が作成されているのはどこか。

○委員

地域計画の制度自体の始まりが平成30年度からで、策定済みが、銚子市、我孫子市、富里市の3市。今年度は香取、松戸、柏、佐倉、鎌ヶ谷市の5市で策定中。来年度もさらにいくつか策定しようとするところがある。県としては各市で

計画が作られると地域それぞれの計画的な保存活用が進むと考える。

我孫子市の話の聞くと、作成の過程で特に行政の中での文化財の理解が非常に進んだと聞く。実際の事業の大まかな道筋が広く示されることによって、他部局も一緒に施策を進めていこうという機運が高まった。

文化財は、大きな方針、計画を示す機会がなかなかこれまでなかった。それがこの計画を作ることで目に見えるようになる。こういうところでお互い協力できると具体的な話ができる。計画の作成のプロセスも意味があるし、アウトプットとして出来た計画自体も、地域にとってどういうよいことがあるかわかりやすくなる。

○委員長

委員のメンバーを見ると、地域創生、産業振興、都市計画と、今おっしゃったことを狙っているように思われる。

○委員

すでに作成した3市や作成中の5市の中に佐倉市が入ったのは進んでいるということか。

○事務局

これまで文化財を長く担当してきた中では、一つ一つの文化財を修理したりしてきた。佐倉市という行政の中でも、文化財と言えば好事家が自分の好きなものを取り上げてと見られてきたのが、この計画を作ることで、佐倉の魅力をアップするものというところに文化財を持っていけたら、行政の中においてもこれまでと違った評価がいただけるようになるのではと思う。

○委員

文化財も観光資源の1つという点で、当課では旧平井家住宅等古民家の活用という狭い部分で、活用を先進地の事例を見て検討しているところである。このような会議に参加して、広い意味で文化財を活用できるようになればと思う。

4 議事（4）佐倉市の文化財について

○事務局

未指定の文化財を広くとらえていくという形になるが、話の前提として狭い意味でのこれまでの捉え方での文化財について紹介しながら話したい。

(説明資料2「佐倉市の文化財について」に基づき説明)

○委員長

佐倉市の歴史と文化について、従来の文化財保護法の条例にのっとり文化財をはじめ、将来のあるべき文化財の姿、文化財をまとまりとして捉えるというようなことや、この協議会で今後議論すべき問題についても提示してもらった。

みなさんいろいろご意見お持ちと思うが、今日は収まり切れないので、今日のところはとりあえずこういう考え方で進めていくということを伺っておくことにし、次回から具体的な討議を始めていく。

5 閉会

- ・ 次回の会議は、令和4年度上半期に実施予定